

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

規則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表保健福祉部の項中、「地域福祉課」を削り、同表土木部の項中「設備室」を「設備課」に改める。

第十一条私学文書課の分掌事務の項第四号中「信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条」を「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」に改める。

第十二条企画総務課の分掌事務の項第六号中「北海道東北自治協議会」を削り、同条総合交通対策課の分掌事務の項第四号を次のように改める。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進(旅客施設及び車両等に係るものに限る。)に関する
こと。

第十二条総合交通対策課の分掌事務の項第九号を削る。

第十三条環境政策課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十 環境に関する知識の普及及び学習の促進に関すること。

第十四条保健福祉総務課の分掌事務の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号を第

三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 みやぎ保健医療福祉プランの推進に関すること。

第十四条保健福祉総務課の分掌事務の項に次の一号を加える。

六 福祉統計に関すること。

第十四条地域福祉課の分掌事務の項を削り、同条社会福祉課の分掌事務の項中第十五号を第二十一号とし、第二号から第十四号までを六号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の次に次の五号を加える。

三 だれもが住みよい福祉のまちづくり施策の企画及び推進に関すること。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

五 地域における福祉活動等の推進に関すること。

六 地域生活支援の推進に関すること。

七 福祉関係の人材の育成に関すること。

第十四条社会福祉課の分掌事務の項に第一号として次の一号を加える。

一 社会福祉施策の総合的な企画及び調整に関すること。

第十四条健康推進課の分掌事務の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「老人保健(医療並びに特定療養費及び老人訪問看護療養費の支給を除く。第四十一条第六項及び第八項において同じ。)及び」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び栄養表示基準」を「栄養表示基準及び健康保持増進効果等についての表示(医薬品及び医薬部外品に係るものを除く。)」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定給食施設における栄養管理に関すること。

第十四条子ども家庭課の分掌事務の項第十一号中「地域子どもセンター」を「児童相談所」に改め、同条国保医療課の分掌事務の項第四号を次のように改める。

四 後期高齢者医療に関すること。

第十四条国保医療課の分掌事務の項に次の二号を加える。

五 後期高齢者医療広域連合に対する助言及び援助に関すること。

六 後期高齢者医療審査会に関すること。

第十五条経済商工観光総務課の分掌事務の項第三号中「札幌事務所及び」を削る。

第十六条農業振興課の分掌事務の項第九号中「経営構造対策事業」を「経営構造対策事業等」に改め、同項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 財団法人みやぎ農業担い手基金に関すること。

第十六条林業振興課の分掌事務の項第十六号中「林業試験場」を「林業技術総合センター」に改め、

同条水産振興課の分掌事務の項第十九号中、「水産試験場、内水面水産試験場、水産加工研究所及び栽培漁業センター」を「及び水産技術総合センター」に改める。

第十八条設備室の分掌事務の項を次のように改める。

設備課

一 県有施設の設備の営繕に係る設計及び施行に関すること。

二 設備に係る技術の向上に関する企画及び調整に関すること。

第二十一条の四第一項の表土木部の項を次のように改める。

土木部	建築宅地課	建築安全推進室
-----	-------	---------

第二十二条第三項の表経営指導専門監の項の次に次のように加える。

商業振興専門監	商工経営支	上司の命を受け、商業の振興に関する事務を掌理する。
援課		

第二十五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、出先機関について準用する。

第二十五条の第二項中、「その部局等及び出先機関」を「及びその部局等並びに出先機関及びその部局等」に改める。

第二十七条第一項の表場長の項中、「畜産試験場、林業試験場、気仙沼水産試験場及び内水面水産試験場」を「及び畜産試験場」に改め、同表副所長の項中、「大崎土木事務所及び石巻土木事務所」を「北部土木事務所及び東部土木事務所」に改め、同表技術副所長の項中、「大崎保健福祉事務所、栗原保健福祉事務所、登米保健福祉事務所、石巻保健福祉事務所」を「北部保健福祉事務所、東部保健福祉事務所」に、「大崎土木事務所及び石巻土木事務所」を「北部土木事務所及び東部土木事務所」に改め、同条第二項の表所長の項中、「栗原地方振興事務所のダム管理事務所及び出張所並びに」を「保健福祉事務所の地域事務所、地方振興事務所の地域事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所のダム管理事務所、土木事務所の地域事務所及び」に改め、同表中

支所長	気仙沼県税事務所南三陸支所、保健福祉事務所の支所、塩釜保健所の支所、石巻地域子どもセンター、気仙沼支所及び気仙沼地方振興事務所南三陸支所
-----	--

を

支所長	気仙沼県税事務所南三陸支所、仙台保健福祉事務所の支所、塩釜保健所の支所、東部児童相談所気仙沼支所、気仙沼地方振興事務所南三陸支所及び仙台塩釜港湾事務所塩釜支所
場長	気仙沼水産試験場及び内水面水産試験場
副所長	保健福祉事務所の地域事務所及び地方振興事務所の地域事務所
技術副所長	保健福祉事務所の地域事務所
所長	上司の命を受け、出先機関の専門的技術に関し、所長を補佐する。

に改め、同表次長の項中、「出先機関の長」の下に、「出先機関の長及び副所長」を加え、同表技術次長の項中、「出先機関の長」の下に、「出先機関の長及び技術副所長」を加え、同表企画員の項中

「仙台保健福祉事務所塩釜総合支所」を「出先機関（知事が必要と認める出先機関に限る。）」に改め、同条第五項の表保健医療監

の項中、「保健福祉事務所」の下に、「及び保健福祉事務所の地域事務所」を加え、同条第六項中、「地方機関」の下に、「及び出先機関」を加え、同項の表食品衛生指導専門監の項中、「大崎保健福祉事務所及び石巻保健福祉事務所」を「北部保健福祉事務所及び東部保健福祉事務所」に改め、同表農業普及指導専門監の項中、「大崎地方振興事務所、栗原地方振興事務所、登米地方振興事務所及び石巻地方振興事務所」を「北部地方振興事務所の農業振興部、栗原地方振興事務所の農業振興部、北部地方振興事務所の農業振興部、東部地方振興事務所の農業振興部及び東部地方振興事務所登米地域事務所」に改め、同表農地集積指導専門監の項中、「大崎地方振興事務所、栗原地方振興事務所及び石巻地方振興事務所」を「北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所及び東部地方振興事務所」に改め、同表水産振興専門監の項及び漁港整備専門監の項中、「石巻地方振興事務所」を「東部地方振興事務所」に改め、同表監視伝染病対策専門監の項中、「大崎家畜保健衛生所」を「北部家畜保健衛生所」に改め、同表用地専門監の項中、「大崎土木事務所及び石巻土木事務所」を「北部土木事務所及び東部土木事務所」に改め

る。

第三十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削る。

第三十四条の三第三項中、「出先機関」を、「サービスセンター」に改める。

第三十五条第三項中、「事務局、企画情報部」を、「企画総務部」に改め、同条第四項事務局の分掌事務の項を次のように改める。

企画総務部

一 所内の事務の総合調整に関する事。

二 試験検査及び調査研究に係る総合的な企画、調整及び成果の普及に関する事。

三 保健衛生及び環境保全に関する情報の収集、解析及び管理に関する事。

四 外部評価制度に関する事。

五 保健衛生及び環境保全に係る研修及び指導の調整に関する事。

六 健康危機管理体制に関する事。

七 公設試験研究機関の協議会に関する事。

八 環境情報センターの管理及び運営に関する事。

九 庶務に関する事。

第三十五条第四項企画情報部の分掌事務の項を削る。

第四十条第一項の表宮城県大崎保健福祉事務所の項中

宮城県大崎保健福祉事務所

を

「宮城県北部保健福祉事務所

に、「大崎市」を、「栗原市、大崎市」に改め、同表中宮城県栗原

保健福祉事務所の項及び宮城県登米保健福祉事務所の項を削り、同表宮城県石巻保健福祉事務所の項

中 「宮城県石巻保健福祉事務所

を 「宮城県東部保健福祉事務所

に、「石巻市」を、「石巻市、

登米市」に改め、同条第二項中、「第七項第九号から第十一号まで、第十五号から第十九号まで及び

第三十二号から第三十七号まで」を、「第九項第九号及び第十号、第十四号から第十七号まで並びに第

二十九号から第三十四号まで」に、「第七項第一号から第八号まで、第二十号から第二十一号まで、

第二十五号から第三十一号まで及び第三十八号」を、「第九項第一号から第八号まで、第十八号から第

二十号まで、第二十二号から第二十八号まで及び第三十六号」に改め、同条第十項中、「同項塩釜総合

支所の分掌事務の項第八号及び第九号」を、「同項塩釜総合支所の分掌事務の項第八号から第十号まで」

に、「前項塩釜総合支所の分掌事務の項第十号」を、「前項塩釜総合支所の分掌事務の項第十一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中、「第七項」を、「第九項」に改め、同項塩釜総合支所の分掌事務の項第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 地域の食育の推進に係る企画及び調整に関する事。

第四十条第九項若沼支所及び黒川支所の分掌事務の項第二号中、「及び公害の防止」を削り、「関すること」の下に、「事業担当区域内に位置する保健所の支所の分掌事務に係るものに限る。」を加え、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中、「同項第二十号から第三十七号」を、「同項第十八号から第三十五号」に、「同項第三十八号」を、「同項第三十六号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 第九項の所掌事務のうち、地域事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 保健及び福祉に係る総合相談に関する事。

二 保健及び福祉に係る情報の提供に関する事。

三 地域の医療計画の調整及び実施に関する事。

四 保健関係及び福祉関係の人材の育成に関する事。

五 その他保健及び福祉に係る総合的サービスの提供に関する事。

六 国民健康保険に関する事。

七 高齢者の福祉に関する事（老人居宅生活支援事業並びに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター及び有料老人ホームに係るものに限る。）。

八 介護保険に関する事。

九 地域リハビリテーションの推進に関する事。

十 母子福祉に関する事。

十一 寡婦の福祉に関する事。

十二 婦人保護事業に関する事。

十三 児童福祉に関する事（保育所に対する指導監査を除く。）。

十四 身体障害者の福祉に関する事（障害者の自立支援に関するものに限る。）。

十五 知的障害者の福祉に関する事（障害者の自立支援及び知的障害者の相談に係るものに限る。）。

十六 地域の食育の推進に係る企画及び調整に関する事。

十七 環境衛生に関する連絡調整に関する事（事業担当区域内に位置する保健所の所掌事務に係るものに限る。）。

十八 事業担当区域内に位置する保健所の庶務に関する事。

12 前項に掲げる事務のうち、地域事務所地域保健福祉部の分掌事務は同項第七号から第十六号までに掲げる事務とし、地域事務所環境衛生部の分掌事務は同項第十七号に掲げる事務とする。

第四十条第七項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第三十六号までを三号ずつ繰り上げ、第三十七号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 地域の食育の推進に係る企画及び調整に関する事。

第四十条第七項中第三十八号を第三十六号とし、第三十九号を第三十七号とし、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 保健福祉事務所に、行政機関設置条例第十七条の規定に基づき、次の支所を置く。

名 称	位 置	事 業 担 当 区 域
宮城県北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	栗原市	栗原市
宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所	登米市	登米市

6 北部保健福祉事務所栗原地域事務所及び東部保健福祉事務所登米地域事務所に地域保健福祉部及び環境衛生部を置く。

第四十一条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項第五号中「老人保健及び」を削り、同項第三十五号を削り、第三十四号を第三十五号とし、第七号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 栄養士及び調理師に関する事（免許及び試験に係るものに限る。）。

第四十一条第八項中第三十六号及び第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四十二号までを削り、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前項」を「第七項」に、「第二十八号」を「第二十九号」に、「同項第二十九号から第五十八号」を「同項第三十号から第五十九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第十二号中「老人保健及び」を削り、同項中第五十八号を第五十九号とし、第十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 特別用途食品、栄養表示基準及び健康保持増進効果等についての表示に関する事。

第四十一条中第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 前項の所掌事務のうち、栗原保健所及び登米保健所にあつては、同項第五十号から第五十一号ま

で、第五十四号から第五十六号まで及び第五十九号に掲げる事務を所掌しないものとする。

第四十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第六項第三十一号及び第三十二号」を「第七項第三十二号及び第三十三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物の処理、清掃その他環境の衛生に関する事務のうち知事が広域的に行うことが適当であると認めるもの及び公害の防止に関する事務に係る所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮城県仙南保健所	柴田郡大 河原町	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
宮城県塩釜保健所	塩竈市	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理郡、宮城郡、黒川郡
宮城県大崎保健所	大崎市	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
宮城県石巻保健所	石巻市	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
宮城県気仙沼保健所	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡

第四十八条の見出しを「（児童相談所）」に改め、同条第一項中「地域子どもセンターの」を「児童相談所の」に改め、同項の表宮城県中央地域子どもセンターの項中

「宮城県中央地域子どもセンター」を「宮城県中央児童相談所」に改め、同表宮城県大崎地域子どもセンターの項中

「宮城県大崎地域子どもセンター」を「宮城県北部児童相談所」に改め、登

米市、」を削り、同表宮城県石巻地域子どもセンターの項中

「宮城県石巻地域子どもセンター」を「宮城県東部児童相談所」に改め、「気仙沼市」の下に

「登米市」を加え、同条第二項中「石巻地域子どもセンター」を「東部児童相談所」に改め、

同項の表宮城県石巻地域子どもセンター気仙沼支所の項中

宮城県石巻地域子どもセンター気仙沼支所

を

宮城県東部児童相談所気仙沼支所

に改め、同条第三項中「地域子どもセンターの」を「児童相談所の」

に改め、同項第五号から第七号までの規定中「中央地域子どもセンター」を「中央児童相談所」に改め、同条第四項中「石巻地域子どもセンター気仙沼支所」を「東部児童相談所気仙沼支所」に改める。

第六十二条の見出しを「(大阪事務所)」に改め、同条第一項中「札幌事務所及び」を削り、同条第二項中「札幌事務所及び」を削り、同項の表宮城県札幌事務所の項を削り、同条第三項中「札幌事務所及び」を削る。

第六十三条第一項の表宮城県大崎地方振興事務所の項中

宮城県大崎地方振興事務所

を

宮城県北部地方振興事務所

に、「大崎市」を「栗原市、大崎市」に改め、同表宮城県栗原地方振興事務所の項及び宮城県登米地方振興事務所の項を削り、同表宮城県石巻地方振興事務所の項中

宮城県石巻地方振興事務所

を「宮城県東部地方振興事務所

に、「石巻市」を「石巻市、登

米市」に改め、同条第二項の表宮城県石巻地方振興事務所の項及び同条第三項の表宮城県石巻地方

振興事務所の項中

宮城県石巻地方振興事務所

を「宮城県東部地方振興事務所

に改め、同条

第四項の表宮城県大崎地方振興事務所の項中

宮城県大崎地方振興事務所

を

宮城県北部地方振興事務所

に改め、同表宮城県栗原地方振興事務所の項及び宮城県登米地方振

興事務所の項を削り、同表宮城県石巻地方振興事務所の項中

宮城県石巻地方振興事務所

を

宮城県東部地方振興事務所

に改め、同条第六項を次のように改める。

6 地方振興事務所に、行政機関設置条例第十七条の規定に基づき、次の支所を置く。

名 称	位 置	事 業 担 当 区 域
宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所	栗原市	栗原市
宮城県東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市	登米市

第六十三条第十項を削り、同条第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「支所、ダム管理事務所及び出張所」を削り、同項総務部の分掌事務の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号から第三十号までを削り、第三十一号を第二十五号とし、第三十二号を第二十六号とし、第三十三号を第二十七号とし、同項第三十四号中「(仙台家畜保健衛生所を除く。)」を「(大原家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所に限る。)」に改め、同号を同項第二十八号とし、同条第八項農業振興部の分掌事務の項第四号中「土地利用、調整」を「土地利用調整」に改め、同項第七号中「整備」の下に「の促進」を加え、同項第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号を次のように改め、同号を同項第十九号とする。

十七 経営構造対策事業等に関する事(土地基盤整備事業の指導に関するものを除く。)

第六十三条第八項農業振興部の分掌事務の項中第十六号を第十八号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「産業経済部」を「農林水産部」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 土壌汚染対策に関する事。

第六十三条第八項農業振興部の分掌事務の項第十号の次に次の一号を加える。

十一 水田経営所得安定対策に関する事。

第六十三条第八項農業振興部の分掌事務の項に次の一号を加える。

二十二 農業機械の高度利用に関する事。

第六十三条第八項畜産振興部の分掌事務の項各号中、栗原地方振興事務所及び石巻地方振興事務所「を「東部地方振興事務所」に改め、同条第八項農業農村整備部の分掌事務の項第十七号中、「新山村

振興等農林漁業特別対策事業等」を削り、同条第八項林業振興部の分掌事務の項第十五号中「及び林業種苗」を削り、同項第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八項南三陸支所の分掌事務の項、栗駒ダム管理事務所の分掌事務の項及び一松山県有林出張所の分掌事務の項を削り、同条第八項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 地方振興事務所の地域事務所の各部等の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- 一 職員宿舍の維持管理に関する事(他部局の所管に属するものを除く。)
- 二 情報公開及び個人情報保護の連絡調整に関する事。
- 三 広聴に関する事。
- 四 県の行政に係る県民の相談及びその調整に関する事。
- 五 県政オンブズマン制度に係る地方相談に関する事。
- 六 合同庁舎の維持管理に関する事。
- 七 災害対策本部地方支部地域部に関する事。
- 八 市町村の災害対策に関する事。
- 九 市町村の防災体制の助言等に関する事。
- 十 市町村消防計画等の作成の指導及び助言その他消防に関する事。
- 十一 高圧ガスの保安並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事。
- 十二 電気工事士及び電気工業業に関する事。
- 十三 交通事故被害者に係る諸問題の相談に関する事。
- 十四 すばらしいみやぎを創る運動その他の県民運動の啓発に関する事。
- 十五 消費生活に関する相談、苦情処理、情報提供その他消費者の保護及び消費者教育に関する事。
- 十六 物価安定対策に係る調査及び情報提供に関する事。
- 十七 一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事。
- 十八 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の推進に関する事。
- 十九 民間非営利団体の活動に関する情報の収集及び提供等に関する事。
- 二十 青少年の育成に関する事。
- 二十一 採石に関する事。
- 二十二 家内労働に関する事。
- 二十三 労働関係の調査及び調整に関する事。

二十四 収入証紙の返還及び交換に関する事。
二十五 工事の契約に関する事。

二十六 庶務に関する事(事業担当区域内に位置する農業改良普及センター及び家畜保健衛生所に係るもの(第二十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる事務を除く。))を含む。

地方振興部

- 一 管内の地方機関との連絡調整に関する事。
 - 二 地域振興行政の総合的な調整及び推進に関する事。
 - 三 地域産業行政の推進に関する事。
 - 四 県政の広報に関する事。
 - 五 商業、工業、農業、林業及び水産業の災害の総括に関する事。
 - 六 地方行政連絡調整会議に関する事。
 - 七 中小企業の経営に関する相談及び助言に関する事。
 - 八 中小企業の金融に関する事。
 - 九 商工団体との連絡調整に関する事。
 - 十 商工会の指導監督(検査に係るものを除く。)に関する事。
 - 十一 観光の振興に関する事。
 - 十二 その他地域の行政一般に関する事。
- 農業振興部
- 一 地域農政の調整に関する事。
 - 二 農業振興地域の土地利用調整及び整備に関する事。
 - 三 農地法の施行に関する事(農地の転用に係るものに限る。)
 - 四 農業経営基盤強化促進対策に関する事(遊休農地対策に係るものを除く。)
 - 五 水田経営所得安定対策に関する事。
 - 六 土壌汚染対策に関する事。
 - 七 農産物の生産、加工及び流通に関する事(農業倉庫に係るものを除く。)
 - 八 米の生産調整及び消費拡大に関する事。
 - 九 農業環境の保全に関する事。
 - 十 農業金融に関する事(農業に関するものに限る。)
 - 十一 農業機械の高度利用に関する事。
- 畜産振興部
- 一 畜産振興の連絡調整に関する事。

<p>一 家畜の改良増殖に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>二 家畜及び養ほうの振興に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>三 草地開発整備及び飼料に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>四 畜産環境に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>五 畜産市場及び家畜共進会に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>六 家畜人工授精師及び家畜商に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>七 農業金融に関する事(畜産に関するものに限り、かつ、栗原地域事務所に限る。)</p> <p>八 その他畜産振興に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>九 その他畜産振興に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>農業農村整備部</p> <p>一 国営土地改良事業の調査及び調整に関する事。</p> <p>二 農業農村整備、農地等の災害復旧及び鉱害復旧並びに地すべり等防止(農地保全に係るものに限る。)</p> <p>三 地すべり等防止対策及び地すべり防止区域の管理に関する事(農地保全に係るものに限る。)</p> <p>四 その他土地改良法の施行に関する事。</p> <p>五 農業水利の調査及び調整に関する事。</p> <p>六 農業農村整備の設計積算及び施工に係る技術管理に関する事。</p> <p>七 経営体育成基盤整備に関する事。</p> <p>八 農用地等集団化に関する事。</p> <p>九 換地及び交換分合に関する事。</p> <p>十 農業基盤整備資金に関する事(農業農村整備事業に係るものに限る。)</p> <p>十一 基盤整備に関連した農地の流動化の促進に関する事。</p> <p>十二 かんがい排水施設の整備及び機能管理に関する事。</p> <p>十三 農地防災並びに農地等の災害復旧及び鉱害復旧に関する事。</p> <p>十四 都市との交流基盤の整備に関する事。</p> <p>十五 農道の整備に関する事。</p> <p>十六 農村の多面的機能の維持及び増進に関する事。</p> <p>十七 農業用水の水質環境に関する事。</p> <p>十八 中山間地域の農村の振興対策に関する事(農業振興部の所管に属するものを除く。)</p> <p>十九 団体営農業農村整備(農業用水利施設に係るものに限る。)</p> <p>の指導監督に関する事。</p> <p>農業振興部</p> <p>一 林業振興の調整に関する事。</p>	<p>一 林業・木材産業構造改革に関する事。</p> <p>二 林業技術の普及指導に関する事。</p> <p>三 林業経営の合理化に関する事。</p> <p>四 林産物の生産指導に関する事。</p> <p>五 流域林業の推進に関する事。</p> <p>六 県産材の生産及び供給の体制の整備並びに流通に関する事。</p> <p>七 森林計画及び市町村森林整備計画に関する事。</p> <p>八 農業金融に関する事。</p> <p>九 林業後継者及び林業研究団体等の育成指導に関する事。</p> <p>十 森林整備に関する事。</p> <p>十一 森林の保護及び病害虫等防除に関する事。</p> <p>十二 森林保険に関する事。</p> <p>十三 環境緑化に関する事。</p> <p>十四 こもれびの森に関する事(栗原地域事務所に限る。)</p> <p>十五 林地開発の規制に関する事。</p> <p>十六 保安林に関する事(国有林内の立木伐採等の協議に係るものを除く。)</p> <p>十七 森林の保全に関する事。</p> <p>十八 治山事業(防災林に係るものを含む。)</p> <p>十九 地すべりの防止に関する事(林野保全に係るものに限る。)</p> <p>二十 林道に関する事。</p> <p>二十一 自然環境の保全に関する事。</p> <p>二十二 鳥獣の保護及び狩猟に関する事。</p> <p>二十三 自然公園の保護及び利用に関する事。</p> <p>二十四 栗駒ダム管理事務所</p> <p>一 ダム操作及び維持管理に関する事。</p> <p>二 貯水池の維持管理及び取締りに関する事。</p> <p>三 出水時における対策及び水防連絡に関する事。</p> <p>四 無線の操作及び管守に関する事。</p> <p>五 気象、水位及び流量の調査統計に関する事。</p> <p>12 地方振興事務所の支所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>南三陸支所</p>
---	--

- 一 職員宿舍の維持管理に関すること(他部局の所管に属するものを除く)。
 - 二 合同庁舎の維持管理に関すること。
 - 三 県政の広報及び広聴に関すること。
 - 四 県の行政に係る県民の相談及びその調整に関すること。
 - 五 一般旅券の発給申請の受理及び交付に関すること。
 - 六 工事の契約に関すること。
 - 七 収入証紙の返還及び交換並びに受払いに関すること。
 - 八 第十項農業農村整備部の分掌事務の項に掲げる事務。ただし、農業農村整備部の分掌事務の項第二十七号中「農業振興部」とあるのは、「農林振興部」とする。
- 第六十三条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。
- 7 次の表の上欄に掲げる地域事務所に、それぞれ同表の下欄に掲げる部を置く。

地域事務所	部
宮城県北部地方振興事務所	総務部、地方振興部、農業振興部、畜産振興部、農業農村整備部、 林業振興部
栗原地域事務所	林業振興部
宮城県東部地方振興事務所	総務部、地方振興部、農業振興部、畜産振興部、農業農村整備部、 林業振興部
登米地域事務所	林業振興部

8 前項に掲げるもののほか、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所に栗駒ダム管理事務所を置く。

第七十条第二項中「経営開発学部」を「農村起業学部」に改め、同条第三項の表宮城県農業実践大
学校農産学部古川教場の項中

宮城県農業実践大
学校農産学部古川教場

を

宮城県農業実践大
学校古川教場

に改め、同表宮城県農業実践大
学校畜産学部岩出山

宮城県農業実践大
学校畜産学部岩出山教場

を

宮城県農業実践大
学校岩出山教場

に改め、同条第四項経営開発学部の分掌事務の項各

号列記以外の部分中「経営開発学部」を「農村起業学部」に改め、同項第一号中「農家経営に関する

情報活用コース又は資源活用コースの実践的教育課程の作成及び」を「農村資源活用及び農産加工技術の専門的知識又は起業の実践的教育課程の作成並びに」に改め、同項第二号中「経営開発学部」を「農村起業学部」に改める。

第七十一条第三項第三号中「営農システム構築」を「地域営農システム構築」に改め、同項第八号中「技術指導」を「普及指導」に改める。

第七十三条第四項第十四号中「農業実践大
学校農産学部古川教場」を「農業実践大
学校古川教場」に改める。

第七十五条第一項の表宮城県仙台家畜保健衛生所の項中、「石巻市」、「東松島市」及び、「牡鹿郡」を削り、同表宮城県大崎家畜保健衛生所の項中

宮城県大崎家畜保健衛生所

を

宮城県北部家畜保健衛生所

に、「大崎市」を「栗原市、大崎市」に改め、同表宮城県登米家

宮城県登米家畜保健衛生所

を

宮城県東部家畜保健衛生所

に、「気仙沼市」を「石巻市、気仙沼市」に、「栗原市」を「東松島市、牡鹿郡」に改め、同条第二項中「仙台家

畜保健衛生所及び登米家畜保健衛生所」を「北部家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所」に、「石巻地方振興事務所及び栗原地方振興事務所の所管区域」を「北部家畜保健衛生所にあつては栗原市を除いた区域、東部家畜保健衛生所にあつては石巻市、東松島市及び牡鹿郡」に改める。

第七十六条第四項第十七号中「農業実践大
学校畜産学部岩出山教場」を「農業実践大
学校岩出山教場」に改める。

第七十八条を次のように改める。

(林業技術総合センター)

第七十八条 林業に関する試験研究及び指導を行うため、林業技術総合センターを設置する。

2 林業技術総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮城県林業技術総合センター	黒川郡大衡村

3 林業技術総合センターに企画管理部、環境資源部及び地域支援部を置く。

4 林業技術総合センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 試験研究に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 試験研究成果等の普及指導に関すること。
- 三 林業の担い手の育成に関すること。
- 四 森林及び林業の研修に関すること。
- 五 林業技術の情報収集及び広報に関すること。
- 六 試験研究の評価に関すること。
- 七 森林保護及び森林災害の研究に関すること。
- 八 林業機械の試験研究に関すること。
- 九 ほ場の管理に関すること。
- 十 林木の品種改良の試験研究に関すること。
- 十一 育林技術改良の試験研究に関すること。
- 十二 育苗技術改良の試験研究に関すること。
- 十三 森林の環境保全機能の研究に関すること。
- 十四 林業経営の改善の研究に関すること。
- 十五 木材利用の開発及び加工技術の試験研究に関すること。
- 十六 食用きのこ等特用林産物の試験研究に関すること。

(水産技術総合センター)

第九十条 水産に関する試験研究及び指導を行うため、水産技術総合センターを設置する。

名 称	位 置
宮城県水産技術総合センター	石巻市

3 水産技術総合センターに、企画情報部、環境資源部、養殖生産部及び水産加工開発部を置く。

4 水産技術総合センターに、次の支所を置く。

名 称	位 置
宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場	気仙沼市
宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場	黒川郡大和町

5 水産技術総合センター気仙沼水産試験場に地域水産研究部を置く。

名 称	位 置
宮城県水産技術総合センター無線局	石巻市

7 水産技術総合センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 試験研究に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 水産業の担い手の育成に関すること。
- 三 試験研究成果等の普及指導に関すること。
- 四 試験研究の評価に関すること。
- 五 漁業調査船の運営管理に関すること。
- 六 試験研究成果情報の提供に関すること。
- 七 漁況海況の調査研究に関すること。
- 八 水産資源の調査研究に関すること。
- 九 資源管理技術の開発に関すること。
- 十 漁場環境の調査研究に関すること。
- 十一 漁場の開発及び保全の調査研究に関すること。
- 十二 魚介藻類の養殖技術の改良に関すること。
- 十三 魚病に関すること。
- 十四 魚介藻類の種苗生産及び技術開発に関すること。
- 十五 水産物利用加工の試験研究及び技術開発に関すること。
- 十六 加工技術支援に関すること。

十七 流通加工情報の収集及び提供に関すること。
 十八 漁業用無線通信に関すること。

8 前項の所掌事務のうち、企画情報部の分掌事務は同項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事務とし、環境資源部の分掌事務は同項第八号から第十一号までに掲げる事務とし、養殖生産部の分掌事務は同項第十二号から第十四号までに掲げる事務とし、水産加工開発部の分掌事務は同項第十五号から第十七号までに掲げる事務とし、無線局の分掌事務は同項第十八号に掲げる事務とする。

9 第七項の所掌事務のうち、支所の分掌事務は、次のとおりとする。
 気仙沼水産試験場

- 一 水産業の担い手の育成に関すること。
- 二 試験研究成果等の普及指導に関すること。
- 三 水産資源の調査研究に関すること。
- 四 資源管理技術の開発に関すること。
- 五 漁場環境の調査研究に関すること。
- 六 漁場の開発及び保全の調査研究に関すること。
- 七 魚介藻類の養殖技術の改良に関すること。
- 八 魚介藻類の種苗生産に関すること。

内水面水産試験場
 一 漁場環境の調査研究に関すること（内水面におけるものに限る。）。
 二 水産資源の調査研究に関すること（内水面におけるものに限る。）。
 三 魚介類の養殖技術の改良に関すること（内水面におけるものに限る。）。

10 前項に掲げる事務のうち、気仙沼水産試験場地域水産研究部の分掌事務は同項気仙沼水産試験場の分掌事務の項第三号から第八号までに掲げる事務とする。

11 水産技術総合センターに、総括研究員、上席主任研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置くことがある。

第九十一条を次のように改める。
 第九十一条 削除

第九十二条第一項中、「前条」を「第九十条」に改め、「規定する」の下に、「水産技術総合センター」を加え、同条第四項中、「所員は、」の下に、「水産技術総合センターの」を加える。

第九十三条及び第九十四条を次のように改める。
 第九十三条及び第九十四条 削除

第九十五条第一項の表宮城県仙台土木事務所の項中、「（宮城県仙台土木事務所の所管区域を除く。）」を「、塩竈市」に改め、「名取市」の下に、「多賀城市」を、「巨理郡」の下に、「宮城郡」を加え、「大郷町を除く。」を削り、同表宮城県仙台土木事務所の項を削り、同表宮城県大崎土木事務所の項中「宮城県大崎土木事務所」を「宮城県北部土木事務所」に、「大崎市」を「栗原市、大崎市」に改め、同表宮城県栗原土木事務所の項及び宮城県登米土木事務所の項を削り、同表宮城県石巻土木事務所の項中「宮城県石巻土木事務所」を「宮城県東部土木事務所」に、「石巻市」を「石巻市、登米市」に改め、同条第三項第十四号中「仙台東土木事務所」を「仙台土木事務所」に改め、同項第十五号中「石巻土木事務所」を「東部土木事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「登米土木事務所」を「東部土木事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土木事務所に、行政機関設置条例第十七条の規定に基づき、次の支所を置く。

名 称	位 置	事 業 担 当 区 域
宮城県北部土木事務所栗原地域事務所	栗原市	栗原市
宮城県東部土木事務所登米地域事務所	登米市	登米市

第九十五条に次の一項を加える。

5 前項の所掌事務のうち地域事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 土木工事の契約に関すること。
- 二 公有水面の占有及び埋立てに関すること。
- 三 河川等公共用地から生ずる産物の採取に関すること。
- 四 国土交通大臣の所管に属する公共用財産の管理に関すること。
- 五 道路、河川等公共物の占用及び使用に関すること。
- 六 砂防指定地（砂防設備を含む。）地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。
- 七 砂利採取計画の認可に関すること。
- 八 屋外広告物の規制に関すること。
- 九 都市計画制限に関すること。

十 土木工事に伴う用地の買収、登記及び補償に関する事。

十一 国県道の維持管理及び工事に關する事。

十二 都市計画事業に關する事。

十三 交通安全施設の工事に關する事。

十四 市町村国庫補助事業及び県費補助工事の指導監督に關する事。

十五 河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地の崩壊防止工事に關する事。

十六 ダム建設に係る調査及び工事に關する事(ダム総合事務所の所管に屬するものを除く)。

十七 河川及び運河の維持管理に關する事。

十八 砂防施設等の維持管理に關する事。

十九 気象及び水位の観測に關する事。

二十 災害情報の収集及び水防に關する事(ダム総合事務所の所管に屬するものを除く)。

二十一 建築基準に關する事。

二十二 浄化槽の設置の規制に關する事。

二十三 建築士等に關する事。

二十四 宅地造成等の規制に關する事。

二十五 租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に關する事。

二十六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進(特定建築物に係るものに限る。)に關する事。

二十七 建築物の耐震改修の促進に關する事。

二十八 だれもが住みよい福祉のまちづくりの建築物に係る指導等に關する事。

二十九 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に關する事。

三十 市町村公営住宅及び特定優良賃貸住宅の指導監督に關する事。

三十一 県有施設の営繕に係る設計及び施行に關する事。

三十二 県有施設の計画的な保全に係る調整に關する事。

三十三 その他特に命ぜられた事項に關する事。

第九十六条第一項の表宮城県仙台港湾事務所の項中

宮城県仙台塩釜港湾事務所

に、「仙台塩釜港仙台区」を「仙台塩釜港及び松島港」に改め、

同表宮城県塩釜港湾事務所の項を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 仙台塩釜港湾事務所に、行政機関設置条例第十七条の規定に基づき、次の支所を置く。

名 称	位 置	事 業 担 当 区 域
宮城県仙台塩釜港湾事務所 塩釜支所	塩釜市	仙台塩釜港塩釜港区及び松島港に係る区域

第九十六条に次の一項を加える。

4 前項の所掌事務のうち支所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 港湾及び港湾区域の海岸の管理に關する事。
 - 二 港湾区域内における公有水面の埋立てに關する事。
 - 三 土木工事に伴う用地事務に關する事。
 - 四 港湾の調査統計に關する事。
 - 五 港湾振興施策に關する事。
 - 六 港湾の保安対策に關する事。
 - 七 埠頭及び水域の保安管理に關する事。
 - 八 その他特に命ぜられた事項に關する事。
- 別表第二「宮城県私立学校審議会の項の次に次のように加える。

宮城県公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律(平成十八年法律第四十九号)及び一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律(平成十八年法律第五十号)の規定によりその権限に屬させられた事項に關する事。	同
公立大学法人宮城大学 評価委員会	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第二項に掲げる事項に關する事。	県立大学室

別表第二「宮城県国民健康保険審査会の項中、「請求」の下に、「又は返還」を加え、同項の次に次のように加える。

宮城県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に關する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に關する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に關する処分を含む)又は保険料その他同法の規定による徴収金に關する処分に対する不服の審査に關する事。	同
---------------	---	---

別表第一みやぎ保健医療福祉プラン推進委員会の項中「地域福祉課」を「同」に改め、同表宮城県福祉有償運送運営協議会の項の次に次のように加える。

宮城県高齢者権利擁護推進委員会	高齢者虐待の防止その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	同
-----------------	--	---

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。